

フォークリフト運転技能講習開催案内 31時間講習

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部
(登録有効期間の満了日: 2019年3月31日)

労働安全衛生法の規定により、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務につかすときは、「フォークリフト運転技能講習を修了した者」でなければ運転出来ないとなっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号第6号）として認可をうけ、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

1. 受講資格 自動車の普通運転免許以上を有する者

2. 講習日時 【学科】2019年5月24日 午前8時20分～午後5時30分

【実技】2019年5月29日～6月5日 午前8時～午後5時30分

（実技の組み合わせ日 5月29日～31日・6月3日～5日）のうち連続3日間

受講定員 80名 （定員に達し次第締め切ります。）

3. 講習会場 【学科】中津川市かやの木町1-20 中津川商工会議所ホール

【実技】恵那峡 山菜園

4. 受講申込手続き

受講希望者は「フォークリフト運転技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、受講料ならびに所要の書類等を添付し、下記へ申し込み下さい。

*受付場所 〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 陸運労災防止協会岐阜県支部

TEL058-279-3718 Fax058-279-5337

*受講料 29,000円 テキスト代 1,500円 合計30,500円（消費税を含む）受講申込時にお願いします

*銀行振り込みの場合 十六銀行 本店 普通預金 231954

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部 宛です。

*受講申込書に添付を要する書類等

・写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm）※申請前6ヶ月以内で上半身 無帽(ボロブ)不可

・自動車運転免許証の写し（コピー）1枚

受講申し込みを受付けた方には、受講票とテキストをお渡します。

銀行振り込みの方は、テキストは会場渡します。尚、既納の受講料金の払戻しは致しません。

参考事項 会場付近には飲食店がございませんので、なるべくお弁当を持参して下さい。